

# 貨物軽自動車運送事業者ハンドブック

# 目次

1. 貨物軽自動車運送事業（黒ナンバー）の手続きについて	1
2. 貨物軽自動車運送事業における軽乗用車の活用について	2
3. 貨物軽自動車運送事業の経営届出等の取扱いについて	3
4. 貨物軽自動車運送事業経営届出書及び変更等届出書について	4
5. 【軽乗用】事業用自動車等連絡書について（ご参考）	5
6. 貨物軽自動車運送事業者の皆様へ ～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～	6～7
7. 安全運転管理者制度の概要	8
8. 貨物軽自動車運送事業経営届出書および変更届出書記載例	9～12
9. 事業用自動車等連絡書記載例	13～15

# 1. 貨物軽自動車運送事業（黒ナンバー）の手続きについて

新規で事業を営む方 (必要書類)	すでに事業を営んでいる方 (必要書類)		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営届出書</li> </ul>	<b>車両数の変更（増減） 住所などの変更</b>	<b>車両の代替</b>	<b>事業廃止 (廃業する場合)</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運賃料金設定届出書</li> </ul>			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営変更等届出書 (もしくは廃止届出書)</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運賃料金表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 経営変更等届出書</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用自動車等連絡書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用自動車等連絡書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用自動車等連絡書 車両入替のため2両分必要</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業用自動車等連絡書</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車検査証（中古車の場合）</li> <li>・ 完成検査終了証（新車の場合）</li> </ul> ※コピー可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車検査証</li> <li>・ 完成検査終了証 (増車届出の場合)</li> </ul> ※コピー可	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車検査証 (現在使用の黒ナンバー車両 及び新たに入れる車両が中古 車の場合)</li> <li>・ 完成検査終了証 (新車の場合) ※コピー可</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自動車検査証 ※コピー可</li> </ul>
※経営届出書・料金設定届出書・料金表・事業用自動車等連絡書については、正・控の2部必要	※経営変更等届出書・事業用自動車等連絡書は、正・控の2部必要	※事業用自動車等連絡書は、正・控の2部必要	※経営変更等（廃止）届出書・事業用自動車等連絡書は、正・控の2部必要



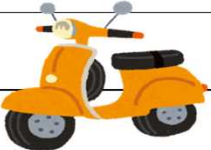

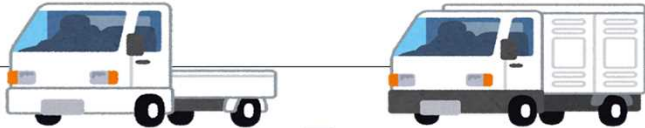


運輸支局（輸送担当）で、届出書の提出・連絡書の発行をした後、軽自動車検査協会にてお手続きが必要となります

【お問い合わせ先】	管轄区域	名称	住所	電話番号
	品川・世田谷	軽自動車検査協会東京主管事務所	東京都港区港南3-3-7	050-3816-3100
	練馬・杉並・板橋	軽自動車検査協会東京主管事務所 練馬支所	東京都板橋区新河岸1-12-24	050-3816-3101
	足立・江東・葛飾	軽自動車検査協会東京主管事務所 足立支所	東京都足立区宮城1-24-20	050-3816-3102
	八王子	軽自動車検査協会東京主管事務所 八王子支所	東京都青梅市新町6-18-2	050-3816-3103
	多摩	軽自動車検査協会東京主管事務所 多摩支所	東京都府中市朝日町3-16-22	050-3816-3104

### 概要

- 軽自動車で貨物運送事業を始めるときは、**管轄する運輸支局**への届出が必要
- 軽自動車は、輸送能力が限られているため、許可が必要な一般貨物自動車運送事業よりも緩やかな規制（**1両**からでも届出可能）
- 従前は、最大積載量の記載のある車両に限って認めてきたが、関係者からの要望や「規制改革実施計画」を踏まえ、軽乗用車（乗車定員3名以上に限る）についても、貨物軽自動車運送事業の用に供することを可能とした（令和4年10月27日施行）

### 車種別表

排気量	～125CC	125CC超～	～660CC	660CC超～
種別	徒歩  自転車  原動機付自転車 	二輪 	軽自動車（貨物）  軽乗用車 	登録自動車（貨物） 
許可等	許可等不要	<div style="border: 2px solid red; padding: 5px; display: inline-block;">                     貨物軽自動車運送事業（届出）                 </div>		一般貨物自動車運送事業（許可）

令和4年10月27日より軽乗用車についても、**貨物軽自動車運送事業を営むことができる**ようになりました。

#### 【大きな変更点】

軽乗用車を使用する場合

(旧) 構造変更を行い軽貨物車に変更後、貨物軽自動車運送事業の車両として使用

(新) 構造変更を行わず貨物軽自動車運送事業の車両として使用可能

#### 【積載可能な重量】

積載可能な重量は次のとおりとなっております

$$\underline{\text{(乗車定員 - 乗車人数)} \times 55 \text{ kg}}$$

軽乗用車（4人乗り）の場合に乗車人数ごとの積載可能な範囲

- ① 運転者だけの乗車 = 165 kg
- ② 運転者 + 1名乗車 = 110 kg
- ③ 運転者 + 2名乗車 = 55 kg
- ④ 4人乗車する場合は軽貨物事業として使用不可



過積載運行だけでなく、  
有償旅客運送は行わない  
ようにしましょう。

# 経営届出書及び変更等届出書の様式も変更となりました

(旧)

(新)

別添1 届出日 令和 年 月 日  
関東運輸局 群馬運輸支局長 殿

別添2 届出日 令和 年 月 日  
関東運輸局 運輸支局長 殿

## 貨物軽自動車運送事業経営届出書

## 貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を経営したいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)	開始予定日	令和 年 月 日
ふりがな 氏名又は名称 <small>(はてな車庫西の名 義)</small>	(通称名: )	
代表者氏名		
住所 <small>(主たる事務所の位 置)</small>		
電話番号		

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名	変更予定日	令和 年 月 日
ふりがな		
氏名又は名称 <small>(通称名: )</small>		
代表者氏名		
住所		
電話番号		

関東運輸局 群馬運輸支局長 殿

### 宣誓書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
- 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 年 月 日

**【宣誓項目】が追加されました！  
新規の経営届出や営業所の新設、増車の場合等に宣誓が必要となります**

事業計画の 営業	営業所名	
事業用 車両数 乗車定員	軽(普通)	両
自動車 位		
乗務員の休 位		

変更理由	
運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

運送約款 (該当する□欄にチェックを入れる)

- 標準貨物軽自動車運送約 (平成15年国土交通省告示第171号)
- 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)
- その他運送約款

変更理由

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名
--------	------------

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名
--------	------------

関東運輸局 群馬運輸支局長 殿

### 宣誓書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

令和 年 月 日

住所  
氏名  
(名称)

関東運輸局 群馬運輸支局長 殿

### 宣誓書

- 届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。
- 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。
- 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 年 月 日

住所  
氏名  
(名称)

# 5. 【軽乗用】事業用自動車等連絡書について（ご参考）

## 事業用自動車等連絡書

この書類は、道路運送法、貨物利用運送事業法又は貨物自動車運送事業法による自動車運送事業、第二種利用運送事業の許可・事業計画変更の認可を受け、若しくは届出をしたもの、又は事業用自動車の代替であると確認したことを証するものである。

※ 発行番号 第 号  
発行日 令和 年 月 日  
有効期限 発行の日から1ヶ月

事業等の種別	旅客(乗合・貸切・ハイヤー・タクシー・特定) 貨物(一般・特定・軽・重軽・第二種利用) その他(レンタカー・( ))		
使用者の名称(事業者名)	所属営業所名		
使用者の住所(事業者の住所)	使用の本拠の位置(営業所の位置)		
使用・廃止の別	使用しようとする自動車		廃止(減車・まつ清算)する自動車
自動車登録番号等(車両番号)	※新自動車登録番号(車両番号)	※登録完了印・登録官印	旧自動車登録番号(車両番号)
	[型式]記号の場合(建元表の空)を提示		
	[車体番号]や白濁の場合(登録証等の原本前しくは写しを提示)		
	① 自動車の年式..... H・R (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人	年式..... 年式 人	① 自動車の年式..... (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人
	② 旅客自動車..... 自動車の長さ cm		② 旅客自動車..... 自動車の長さ cm
	③ 貨物自動車..... 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽) 最大積載量 kg		③ 貨物自動車..... 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽) 最大積載量 kg
事業発生理由	※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・継続・休止・廃止・取消し 事業計画の変更(増車・減車・代替・営業所・他支局管内への移動 ( 運輸支局 → 運輸支局))		
備考欄	※		
確認印及び担当官印	2. 連絡書に必 3. 新たに使用 明書、若しく 4. 連絡書は、 自動車にあ ※印欄は記 優先:		
輸送部門(企画輸送部門)			

貨物軽自動車運送事業における  
経営届出等についてご不明な点  
がございましたら東京運輸支局  
輸送担当までご相談ください

問い合わせ先  
関東運輸局東京運輸支局  
輸送担当  
TEL 03-3458-9231  
(ガイダンス「1」)



軽乗用車での連絡書発行の場合  
必ず支局の方で【軽貨物・乗用】と  
朱書きされたものが発行されます



備考欄

軽貨物・乗用

※乗用車だけでなく、最大積載量のある車両についても貨物軽自動車運送事業  
経営届出書(変更等届出書)および事業用自動車等連絡書の記載内容は同じです

貨物軽自動車運送事業者に対して、関係法令において次に示すような安全確保等にかかる規定がありますので、これらを遵守いただき安全運行につとめてください

### 「主な安全規制」

表

・休憩や休息が十分とれるように、勤務時間及び乗務時間を定めていただき、これを遵守しましょう



・軽乗用を使用した場合でも、

**「旅客の運送」はできません**

ので、ご注意ください



・貨物の運送に関する損害賠償に対応できる任意保険等（軽貨物事業専用）に加入しましょう



・乗務前にアルコールチェッカーによる酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、記録する必要があります



・過積載運行はやめましょう

軽乗用車（4人乗り）の場合に乗車人数ごとの積載可能な範囲は以下のとおりです。

①運転者だけの乗車 = 1 6 5 kg

②運転者 + 1名乗車 = 1 1 0 kg

③運転者 + 2名乗車 = 5 5 kg

④4人乗車する場合は軽貨物事業として使用不可



・車両に名称、氏名若しくは記号を見やすいように表示しましょう

・視野もしくはハンドルその他の装置の操作を妨げることとなるような積載はやめましょう（道交法）





～安全運行を行うために必要な法令遵守のご案内～

- ・ 運転者を雇用している場合は、「表面」の安全規制の他、次の事項も実施しなければなりません
- ・ 営業所ごとに事業用自動車を10両以上配置する場合、整備管理者の選任が必要となります

裏

・ 運転者を雇用している場合、乗務前に酒気帯びの有無や疾病、疲労等の有無、車両の点検などを確認し、安全な運行を行うための指示、いわゆる「点呼」を実施しましょう



※乗務後も同様に「点呼」が必要です

・ 過積載にならないよう運転者に適切に指導しましょう



軽乗用車（4人乗り）の場合に乗車人数ごとの積載可能な範囲は以下のとおりです。

- ① 運転者だけの乗車 = 165kg
- ② 運転者 + 1名乗車 = 110kg
- ③ 運転者 + 2名乗車 = 55kg
- ④ 4人乗車する場合は軽貨物事業として使用不可

・ 安全な運行を行うため、運転手に適切な指導を実施し、その結果を記録しましょう



**これら「主な安全規制」は、遵守しなければならない一例となります**

詳しくは

「貨物自動車運送事業輸送安全規則」をご確認いただくか「各都道府県の運輸支局輸送担当」まで、ご連絡ください



# 7. 安全運転管理者制度の概要

## 1 安全運転管理者の選任義務

一定台数以上の自動車を使用する自動車の使用者は、自動車の使用の本拠（事業所等）ごとに、自動車の安全な運転に必要な業務を行う者として**安全運転管理者の選任**を行わなければなりません。  
※ 運行管理者等を置く自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者及び自家用有償旅客運送事業者の事業所は対象外

## 2 安全運転管理者の選任を必要とする自動車の台数

- **乗車定員が11人以上の自動車 1台以上**
- **その他の自動車 5台以上**
  - ※ 大型自動二輪車又は普通自動二輪車は、それぞれ1台を0.5台として計算
  - ※ 台数が20台以上40台未満の場合は副安全運転管理者を1人、40台以上の場合は20台を増すごとに1人の副安全運転管理者の選任が必要

## 3 安全運転管理者等の要件

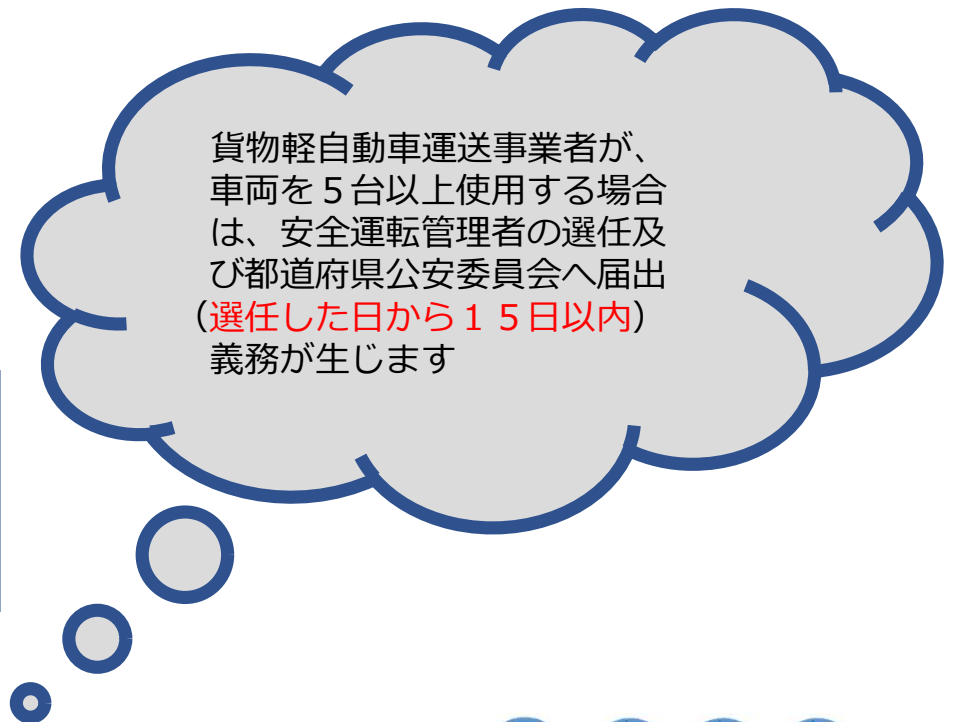
安全運転管理者	副安全運転管理者
20歳以上 (副安全運転管理者が置かれる場合は30歳以上)	20歳以上
自動車の運転の管理に関し <b>2年以上</b> の実務の経験を有する者等	自動車の運転の管理に関し <b>1年以上</b> の実務の経験を有する者等
<b>&lt;欠格事項&gt;</b>	
<ul style="list-style-type: none"><li>○ 過去2年以内に都道府県公安委員会による安全運転管理者等の解任命令を受けた者</li><li>○ 次の違反行為をして2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、妨害運転、無免許運転、救護義務違反、飲酒運転に関し車両等を提供する行為、酒類を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、無免許運転に関し自動車等を提供する行為及び要求・依頼して同乗する行為、自動車の使用制限命令違反</li><li>○ 次の違反を下命・容認してから2年経過していない者 酒酔い・酒気帯び運転、麻薬等運転、過労運転、無免許運転、大型自動車等の無資格運転、最高速度違反、積載制限違反運転、放置駐車違反</li></ul>	

## 4 安全運転管理者等の業務

- 運転者の状況把握
- 長距離、夜間運転時の交代要員の配置
- 点呼等による過労、病気その他正常な運転をすることができないおそれの有無の確認と必要な指示
- 運転者の酒気帯びの有無の確認
- 運転日誌の備え付けと記録
- 安全運転確保のための運行計画の作成
- 異常気象時等の安全確保の措置
- 酒気帯びの有無の確認内容の記録・保存
- 運転者に対する安全運転指導

## 5 安全運転管理者等の選任の届出義務

安全運転管理者を選任したときは、選任した日から**15日以内に都道府県公安委員会に届け出なければなりません。**  
届出に関するご質問については、自動車の使用の本拠の位置を管轄する**都道府県警察又は警察署にお問い合わせください。**



# 8. 貨物軽自動車運送事業経営届出書および変更届出書等記載例

## <経営届出書>

関東運輸局 東京運輸支局長 殿

届出日 令和 年 月 日

### 貨物軽自動車運送事業経営届出書

今般、貨物軽自動車運送事業を営みたいので、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

氏名又は名称並びに代表者の氏名及び住所(主たる事務所)	開始予定日	令和 年 月 日
氏名又は名称 (主たる事務所の名称) (通称名: )		
代表者氏名		
住所 (主たる事務所の位置)		
電話番号		

事業計画の内容(住所と同じ場合は「レ」にチェックする)

営業所名	位置	<input type="checkbox"/> 住所に同じ
------	----	--------------------------------

車両数	乗車定員	車両数	乗車定員	車両数	乗車定員
軽(普通)	両 名	軽(霊柩)	両 名	二輪	両 名

自動車車庫の位置及び収容能力	乗務員の休憩又は睡眠のための施設の位置及び収容能力
位置	位置
<input type="checkbox"/> 住所に同じ ※1 m ※2 m	<input type="checkbox"/> 住所に同じ m

運送約款(該当する口欄に「レ」を入れる)

標準貨物軽自動車運送約款(平成15年国土交通省告示第171号)  
 標準貨物軽自動車引越運送約款(平成15年国土交通省告示第172号)  
 その他運送約款

運行管理体制を記載した書面

所属営業所名	運行管理の責任者氏名

関東運輸局 支局長 殿

### 宣誓書

届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。  
 届出にかかる自動車車庫の土地・建物は、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。  
 貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 年 月 日

住所  
氏名  
(名称)

事業を営む予定日を記載

貨物軽自動車運送事業を営む方の「氏名又は名称(法人)」、「住所」、「連絡先」を記載  
 ※通称名(例:〇〇運輸、〇〇運送等)を使用する場合は、通称名についても記載

※個人事業主の場合、住民票上の住所を記載

【営業所】運送事業を営む営業所の名称と住所の記載  
 「住所」と同じ場合はチェック「レ」のみ

貨物軽自動車運送事業で使用される車両数の記載  
 軽(普通)、軽(霊柩)、二輪のいずれかに「〇両」、「〇名」と記載

貨物軽自動車運送事業で使用される車庫の住所を記載  
 ※1 営業所から車庫までの直線距離を記載  
 ※2 収容能力は車庫として貨物軽車両を置くスペースの面積を記載

貨物軽自動車運送事業で使用される休憩又は休憩睡眠施設の住所を記載  
 収容能力は休憩又は休憩睡眠施設として使用するスペースの面積を記載

実際に使用される運送約款にチェック「レ」  
 独自で運送約款の作成をされている場合は  
 【その他運送約款】にチェック「レ」をし、作成された約款を添付

上記「営業所名」をそのまま記載

運行管理責任者の氏名を記載

各項目(3項目)の内容をご確認の上、チェック「レ」をし、届出者の氏名又は名称(法人)、住所を記載

## <運賃料金設定（変更）届出書>

令和 年 月 日

届出日を記載

関東運輸局 東京 運輸支局長 殿

住 所  
氏名又は名称  
代表者名  
電話番号

「住所」、「氏名又は名称（法人）」、「代表者（法人）」、「連絡先」を記載

### 運賃料金設定（変更）届出書

貨物軽自動車運送事業報告規則第2条の2の規定に基づき 運賃及び料金を設定（変更）したので、下記のとおり提出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名  
氏名又は名称  
住 所  
代表者名

上記「住所」等の欄と同様な内容を記載

2. 事業の種別  
貨物軽自動車運送事業

3. 設定した運賃及び料金を適用する地域  
全国 運輸局管内 運輸支局管内

運送するエリアを踏まえて、適用地域を「○」で囲む  
<参 考>  
・全国：日本全国への配送  
・運輸局管内：関東運輸局管内での配送  
・運輸支局管内：群馬県内での配送

4. 設定した運賃及び料金の種類、額及び適用方法  
別添のとおり

5. 実施年月日  
令和 年 月 日より実施

【新規経営届出の場合】：運送開始日（予定日）記載  
【運賃内容の変更の場合】：変更日を記載

<運賃料金表>

<参考様式>

<貨物軽自動車運送事業運賃料金表>

1. 距離制運賃表

10kmまで	円
20kmまで	円
30kmまで	円
40kmまで	円
50kmまで	円
以後5kmまでを増すごとに	円 加算

2. 時間制運賃表

基礎額	4時間又は40kmまで	円
	8時間又は80kmまで	円
加算額	10kmまでを増すごとに	円 加算
	1時間までを増すごとに	円 加算

3. 諸料金

- (1) 積込料及び取卸料: 円までごとに、円  
待機料: 円を超える場合においては、円までごとに、円
- (2) 地区割増料 A地区(東京都特別区及び大阪市) 円  
B地区(上記を除く政令指定都市) 円

4. 運賃割増率

(1) 品目割増

項目	内容	割増率
易損品	電子計算機等の精密機器とその部品 みこし、仏壇、神仏像、ピアノ類	割以上の臨時的 約束による
危険品	高压ガス取締法、消防法及び毒物劇物 取締法に定める品目	割以上の臨時的 約束による
特殊物件	引越荷物、生きた動物、鮮魚介類	割
汚わい品	塵芥等の廃棄物、し尿等	割
貴重品・高 価値品	貨物運送約款第9条第1項に掲げる貨物	割以上の臨時的 約束による

(2) 特大品割増

1個の長さが荷台の長さその長さを1割を加えたも の、重量100kg又は容積1m <sup>3</sup> 以上のもの	割以上の臨時的 約束による
---	------------------

(3) 冬期割増

地域	期間	割増率
北海道	自 11月16日 至 4月15日	割
青森県・秋田県・山形県・新潟県・長野県・富山県・石川県・福井県・鳥取県・島根県の全県 岩手県のうち北上市・久慈市・遠野市・二戸市・八幡平市・滝沢市・九戸郡・二戸郡・上閉 伊郡・下閉伊郡・岩手郡・和賀郡	自 12月1日 至 3月31日	
福島県のうち会津若松市・喜多方市・南会津郡・耶麻郡・大沼郡・河沼郡 岐阜県のうち高山市・飛騨市・下呂市・郡上市・大野郡		

(4) 休日割増

日曜祝祭日に運送した距離に限る	割
-----------------	---

(5) 深夜・早朝割増

午後10時から午前5時までに運送した距離	割
----------------------	---

5. 消費税及び地方消費税の加算(免税対象となる取引は除く。)

運賃料金総額 × 消費税法等に基づく税率

6. 運賃料金適用方法

- 運賃料金は、使用車両1車1回の運送ごとに計算します。
- 運賃は、運賃表に掲げてある金額(以下「基準運賃」という。)の上下それぞれ%の範囲内で計算します。
- 割増率・割引率が適用される場合は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加減した上で、上下それぞれ%の範囲内で計算します。
- 運賃料金を計算する場合において生じた端数は、100円単位に切り上げるものとします。
- 運送距離は、1車1回の運送ごとの実車キロ程によるものとし、経路が2途以上ある時は、その最短となる経路のキロ程により計算します。
- 2種類以上の割増率又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。
- 3ヶ月以上にわたる文書による運送契約については、基準運賃に対して%以内の割引率を適用することができます。
- 往復輸送の場合は、復路及び復路の基準運賃について、それぞれ%以内の割引率を適用することができます。
- 荷送人又は荷受人の依頼により貨物の積込み又は取卸しを引き受けた場合には積込料又は取卸料を収受します。
- 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷送人又は荷受人の責により待機した時間(荷送人又は荷受人が貨物の積込み若しくは取卸し又は附帯業務を行う場合における待機した時間を含む。)に応じて待機時間料を収受します。ただし、1回の運送において2箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれについて合計するものとします。
- 貨物の発地又は着地が東京都特別区又は政令指定都市の場合は、所定の地区割増料を収受します。
- 有料道路利用料、フェリー利用料、附帯作業等にかかる費用は、実費として収受します。
- 時間制運賃の走行キロ及び時間の計算は、使用車両が荷主の指定した場所に到着した時から、その作業が終了して車庫に帰着するまでとします。
- この適用方法に定めのない事項は、法令に反しない範囲で当事者の取り決め又は慣習によるものとします。

料金設定は、ご自身で定めた金額をご記載ください  
こちらの運賃料金表ではなく任意の様式で運賃料金表を作成しご提出していただくことも可能です

## <変更届出書>

別添2  
関東運輸局東京運輸支局長 殿

### 貨物軽自動車運送事業経営変更等届出書

今般、貨物軽自動車運送事業の届出事項の変更等について、貨物自動車運送事業法第36条及び同法施行規則第33条又は第34条の規定により、関係書類を添えて届出いたします。

届出者の氏名又は名称並びに代表者の氏名	変更予定日	令和	年	月	日
ふりがな					
氏名又は名称	(通称名: )				
代表者氏名					
住所					
電話番号					

届出内容	変更前	変更後
① 氏名又は名称及び住所(主たる事務所の名称及び位置)		
② 代表者		
③ 営業所の名称及び位置		
④ 事業用自動車(軽自動車)の種類、台数、位置及び収容能力	軽(普通) 両(名) 軽(普通) 両(名)	軽(普通) 両(名) 軽(普通) 両(名)
⑤ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力	位置 実業務からの距離 m 収容能力 m <sup>2</sup>	位置 実業務からの距離 m 収容能力 m <sup>2</sup>
⑥ 乗務員の休憩又は睡眠の施設の位置及び収容能力	位置 実業務からの距離 m 収容能力 m <sup>2</sup>	位置 実業務からの距離 m 収容能力 m <sup>2</sup>

廃止届出  変更届出

変更理由等

運行管理体制を記載した書面	
所属営業所名	運行管理の責任者氏名

関東運輸局 群馬運輸支局長 殿

### 宣誓書

届出にかかる自動車車庫については、私に使用権原があることを宣誓します。

届出にかかる自動車車庫の土地・建物等、都市計画法等の関係法令に抵触しないことを宣誓します。

貨物の運送に関し支払うことのある損害賠償の支払い能力を有することを宣誓します。

令和 年 月 日

住所 氏名 (名称)

届出日を記載

変更予定日を記載

届出されている方の氏名又は名称(法人)、住所、電話番号の記載  
※住所等変更があった場合は変更後の内容で記載

変更があった番号の欄に、新旧で内容を記載(台数のみの変更の場合は不要)

届出されている営業所名を記載  
台数の変更については、変更前・後の事業用自動車数を必ず記載  
【例】増車の場合(旧)2両→(新)3両  
減車の場合(旧)5両→(新)4両  
廃止の場合(旧)1両→(新)0両

※増車の場合の注意点  
増車に伴い届出している自動車車庫の面積が不足している場合、自動車車庫の収容能力も記載【例】(旧)10m<sup>2</sup>→(新)20m<sup>2</sup>

貨物軽自動車運送事業で使用される休憩又は休憩睡眠施設の住所を記載  
収容能力は休憩又は休憩睡眠施設として使用するスペースの面積を記載  
【例】(旧)30m<sup>2</sup>→(新)50m<sup>2</sup>

廃止の場合はチェック「レ」

変更理由等を記載

【例】○増車の場合：仕事量増加のため ○減車の場合：車両故障のため  
○車両入替の場合：車両が古くなったため  
○廃止の場合：令和○年○月○日(「届出日」より前)事業廃止のため  
住所変更の場合(個人)令和○年○月○日付け引越のため  
(法人)令和○年○月○日付け本社所在地及び営業所の移転を行うため

営業所の新設の場合記載

車庫の新設、位置の変更、収容能力拡大、増車の場合記載  
各項目の内容(増車の場合は一番下のみ)をご確認の上、チェック「レ」をし、届出者の氏名又は名称(法人)、住所を記載

＜新規・営業所新設・増車・住所変更の場合＞

事業用自動車等連絡書

使用者の氏名又は名称（法人）		※ 発行番号 第 号 発行日 令和 年 月 日 有効期限 発行の日から1ヶ月	
事業等の種別 旅客[一般・貸切・ハイヤー・タクシー・特定] 貨物[一般・特定・軽・霊柩・第一種] その他[レンタカー・( )]		届出されている営業所名	
使用者の名称 (事業者名)	使用者の住所 (事業者の住所)	所属営業所名	使用の本拠の位置 (営業所の位置)
使用・廃止の別 使用しようとする自動車 (車両番号) ※登録		営業所の住所 (車両番号) ※登録完了印・登録官印	
① 自動車の年式 ..... H・R 年式 (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人 ② 旅客自動車 ..... 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 ..... 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽) 最大積載量 kg		① 自動車の年式 ..... S・H・R 年式 (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人 ② 旅客自動車 ..... 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 ..... 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽) 最大積載量 kg	
事案発生理由 ※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・廃止 事業計画の変更[増車・減車・代替・営配・他支局管内への移動] 運輸支局 → 運輸支局] 使用者及び所有者の名称又は住所の変更・使用の本拠の位置のみの変更 ( )		新たに使用する車両又は住所変更を行う車両の車台番号	
備考欄 ※		車検証の情報をそのまま記載	
確認印及び担当官印		(注) 1. この連絡書は、再発行しない。 2. 連絡書に必要な事項を記載する。 3. 新たに使用する自動車が時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出してください。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
輸送部門 (企画輸送部門)		発行元連絡先: 東京 運輸支局 輸送担当 TEL - -	

<減車・廃止の場合>

事業用自動車等連絡書

使用者の氏名又は名称 (法人)		※ 発行番号 第 号 発行日 令和 年 月 日 有効期限 発行の日から1ヶ月	
事業者の種別 旅客[一般・貸切・ハイヤー・タクシー・特定] 貨物[一般・特定・軽・霊柩・第一種] その他[レンタカー・( )]		届出されている営業所名	
使用者の名称 (事業者名)	使用者の住所 (事業者の住所)	所属営業所名	使用の本拠の位置 (営業所の位置)
使用・廃止の別 使用しようとする自動車 ※登録番号(車両番号)		廃止(減車・まつ消等)する自動車 ※登録完了印・登録官印 営業所の住所 ※登録番号(車両番号)	
使用者の住所 ※住所変更の場合は変更後の住所		黒ナンバーで使用しなくなる車両の自動車登録番号	
① 自動車の年式 ..... H・R (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人 ② 旅客自動車 ..... 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 ..... 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽) 最大積載量 kg		① 自動車の年式 ..... S・R (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人 ② 旅客自動車 ..... 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 ..... 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽) 最大積載量 kg	
事案発生理由 ※ 新規許可・新規届出・譲渡譲受・合併・分割・相続・休止・取消し 事業計画の変更[増車・減車・代替・営配・他支局へ移動 ( 運輸支局 → 運輸支局)] 使用者及び所有者の名称又は住所の変更 ( ) の位置のみの変更・自動車登録番号のみの変更 ( )			
備考欄 ※ 車検証の情報をそのまま記載			
確認印及び担当官印		※ 確認印は再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出してください。 5. ※印欄は記入しないで下さい。	
輸送部門 (企画輸送部門) 発行元連絡先: 東京 運輸支局 輸送担当 TEL - -			



<代替の場合>

事業用自動車等連絡書

使用者の氏名又は名称（法人）		※ 発行番号 第 号 発行日 令和 年 月 日 有効期限 発行の日から1ヶ月	
事業等の種別		届出されている営業所名	
使用者の名称 (事業者名)	所属営業所名	使用の本拠の位置 (営業所の位置)	
使用者の住所 (事業者の住所)	営業所の住所		使用・廃止の別
使用しようとする自動車 (登録番号(車両番号))	※登録完了印・登録官印	廃止(減車・まつ消等)する自動車 (登録番号(車両番号))	※登録完了印・登録官印
自動車登録番号等	新たに使用する車両の車台番号		黒ナンバーで使用しなくなる車両の自動車登録番号
① 自動車の年式 ..... H・R (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人 ② 旅客自動車 ..... 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 ..... 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽) 最大積載量 kg	① 自動車の年式 ..... R (旅客・貨物自動車とも) 乗車定員 人 ② 旅客自動車 ..... 自動車の長さ cm ③ 貨物自動車 ..... 種別(普通・小型・けん引・被けん引・特種・軽) 最大積載量 kg	新たに使用する車両の車検証の情報をそのまま記載	
黒ナンバーで使用しなくなる車両の車検証の情報をそのまま記載	備 考 欄		
※ 確認印・担当官印	(注) 1. この連絡書は、再発行しないので、取扱いに注意して下さい。 2. 連絡書に必要な事項を記入の上、輸送部門(企画輸送部門)に提出して下さい。 3. 新たに使用する自動車が新車の場合は諸元表、中古車の場合は車検証(又は、一時抹消登録証明書、若しくは、登録識別情報等通知書)の原本若しくは写しを、提示して下さい。 4. 連絡書は、輸送部門(企画輸送部門)の確認を受けた後、登録関係書類に添えて登録部門(軽自動車にあっては軽自動車検査協会)に提出してください。 5. ※印欄は記入しないで下さい。		
輸送部門 (企画輸送部門)	発行元連絡先: 東京 運輸支局 輸送担当 TEL - -		